

投票率の向上

投票率の向上につきましては、これまで何人もの議員が、この議場で取り上げてまいりました。

私もちょうど一年前の令和6年9月の総務財政常任委員会におきまして、入場投票券が郵送で送付されていますが、世帯主名で送付されるため、世帯主が選挙に興味がなく、封を開けなければそのまま捨てられてしまう可能性が高いので、個別に郵送するか、もしくは対象の世帯全員の連名で郵送できないか、との質問をさせていただきました。

この件につきましては個別郵送はコスト面からも難しいものの、連盟での送付については検討していただいているとのことですのでぜひ前に進めていただきたいと思います。

さて、総務省によりますと先の参議院議員選挙の投票率は58.51%であり、前回の2022年52.05%から6.46ポイント上昇したとのことであり、参院選の投票率が50%台後半に達したのは、民主党政権下で行われた2010年以来で、投票率は全ての都道府県で22年を上回ったとことでした。

自民党の様々な問題に対する失望や新興政党の台頭によって、今まで選挙に関心がなかった層が投票所に足を運んだことの表れだと思われれます。

結果に対しては触れませんが、多くの方が政治に興味を持ち、投票所へ足を運んだということは喜ばしい結果だと感じております。

では川越はどうだったのかと見てみますと、参議院議員選挙の本市の投票率は55.17%と50%は大きく超えたものの、全国平均よりも約3.5%低い結果となりました。

また昨年秋に行われた衆議院議員選挙においても、全国平均53.85%に対して本市は49.58%と、50%にも届かず、全国平均に対しても約4%低い結果となっており、本市の投票率の低さが浮き彫りとなっております。

さらに今年1月に行われた森田市長が初当選された川越市長選挙におきましては、川合前市長の不出馬表明によって16年振りに新しいリーダーを選ぶ注目度の高い選挙かと思われましたが、終わってみれば投票率33.66%と想像を超える低い結果となりました。

そうしたことから今回は本市の投票率向上のために何が出来るのか、質問を行ってまいります。

【1回目】

近年は期日前投票を利用される方が多くなっているものと思いますが、まず1回目の1点目としまして、

●令和5年統一地方選挙以降で川越市における選挙での当日投票及び期日前投票の比率はどうなっているのか、お伺いします。

A：令和5年統一地方選挙以降の当日投票と期日前投票の比率について、でございます。

期日前投票は選挙によって期間が異なりますので一概に比較はできませんが、

令和5年4月の埼玉県議会議員選挙及び川越市議会議員選挙は概ね当日投票74%、期日前投票26%。

令和5年8月の埼玉県知事選挙及び令和6年10月の州銀議員選挙は概ね当日投票70%、期日前投票30%。

令和7年1月の川越市長選挙は当日投票74%、期日前投票26%。

令和7年7月の参議院議員選挙は当日投票63%、期日前投票37%

でございます。

令和6年9月定例会一般質問で我が会派 倉嶋議員からの「投票環境の整備」におきまして投票所数の推移についての質問がありましたが、2点目としまして

●投票所数の推移について、少し具体的にお伺いします。

A：投票所数の推移についてでございます。

平成以降の設置状況でご答弁申し上げます。

平成元年の当日投票所設置数は49か所でしたが、それ以降3度の見直しを行っております。

具体的に申し上げますと、平成3年に2つの投票所を廃止し、新たに高階第二保育園、寺尾中学校、高階南公民館、中台二丁目自治会集会所（現中台自治会館）、今福下自治会集会所の5か所の投票所を追加しております。

続いて平成7年に仙波小学校を1か所から2か所に増設し、霞ヶ関中学校と上戸小学校を追加しております。

最後に平成19年に霞ヶ関幼稚園を追加し、投票所数は現在56投票所となっております。

各選挙の投票率についてはこれまで何度も質問が行われておりますが、私からは

●市議会議員及び県議会議員の統一地方選挙、市長選挙、県知事選挙、そして衆議院議員選挙及び参議院議員選挙の国政選挙、それぞれ過去3回の日程について、3点目としてお伺いします。

A：各選挙の日程についてでございます。

選挙の種類ごとに過去3回の日程を古い順に申し上げます。

衆議院選挙は、平成29年10月22日、令和3年10月31日、令和6年10月27日

参議院議員選挙は、令和元年7月21日、令和4年7月10日、令和7年7月20日

県知事選挙は、平成27年8月9日、令和元年8月25日、令和5年8月6日、

県議会議員選挙は、平成27年4月12日、平成31年4月7日、令和5年4月9日
市長選挙は、平成29年1月22日、令和3年1月24日、令和7年1月26日
市議会議員選挙は、平成27年4月26日、平成31年4月21日、令和5年4月23日
なお、令和元年10月27日には参議院議員の、令和3年1月24日及び令和7年1月26日には市議会議員の補欠選挙がそれぞれ執行されております。

投票所の中身にも触れておきたいと思います。

現在投票所は、小中学校や公民館など市の施設以外にも投票所として設置されている場所がありますが、4点目としまして

●霞ヶ関幼稚園や自治会館など市の施設以外いわゆる民間施設が投票所となった経緯、及び民間施設の投票所が最後に設置されたのはいつか？

A：民間施設の投票所についてでございます。

市以外の者が管理する民間施設に投票所を設置した経緯につきましては、多くが昭和40年代でございます。

急激な人口増加に対し、公共施設だけでは投票所が賄いきれず、自治会等、地域の皆様と協議の上、ご理解、ご協力をいただきながら、投票所までの遠距離地区、人数の多い過大投票区の解消を図ってきたものと考えているところでございます。

その後につきましては、施設の移転や廃止といった既存の投票所を取り巻く状況の変化等に対し、地域のご要望を伺いながらご協力をいただける場合には民間施設を投票所としてお借りしている状況でございます。

また民間施設を投票所とした事例につきましては、ご質問のありました霞ヶ関幼稚園を平成19年に設置した事例が最後となっております。

5点目としまして

●民間施設の投票所において経常経費は発生しているのか、お伺いします。

A：民間施設の投票所における経常経費についてでございます。

選挙時以外の期間、民間施設の投票所に経常経費は発生しておりません。

投票所と投票所の距離については、仙波小学校などのように別の投票区が同じ投票所にあることから特に定めはないものと理解しておりますが、6点目としまして、

●投票所数については、県や国などから規制はあるのか、お伺いします。

A：投票所数に関する規制についてでございます。

投票所の数に関し公職選挙法上の規制はございません。ただし、投票所から300メートル以内のエリアには立候補者の選挙事務所の設置に制限がかかる等の影響がございます。

先に申し上げた通り、自治会館などの民間施設が投票所となっている場所がありますが、7点目としまして、

●自治会等から投票所増設の要望があった際の対応、についてお伺いしまして1回目とします。

A：投票所増設の要望があった際の対応についてでございます。

選挙管理委員会といたしましては、まず、現状で投票所までの距離が遠い投票区や選挙人の人数が多い投票区から対応してまいりたいと考えております。

その上で、投票所の増設等について要望を受けた際は、地元自治会等の要望内容の確認を行い、対象となる有権者数や投票区内で、部屋の広さや急な選挙の際に対応可能か等、投票所として使用する一定の条件を満たす施設の有無などの検討を行います。

また増設に向けては、施設の確保のほか、設置に係る経費の問題や地域住民の意向、執務員や立会人の確保などの課題についても、併せて検討致します。

【2回目】

それぞれご答弁いただきました。

前回の統一地方選以降の当日投票、期日前投票の比率については、期日前投票期間が長く、

10日間以上ある衆議院総選挙、参議院議員選挙、県知事選挙の方が期日前投票の割合が30%以上と高くなっているものと理解しました。

特に先の参議院議員選挙は期日前投票期間が16日間と長く、投票日が三連休の中の日だったということもあり期日前投票の割合が37%と非常に高くなったものと推察します。

投票所数の推移についてもご答弁いただきました。

平成元年49か所だったのが現在は56か所あり、その中身は市が管理する施設以外にも自治会集会所や幼稚園といった民間施設を増設等して現在の投票所数になったとのことでした。

そしてその民間施設が投票所となった経緯については、昭和30年旧九カ村との合併後、多くが昭和40年代の急激な人口増や投票所を取り巻く状況の変化等に対して対応するために増設され、直近の民間施設投票所の増設は平成19年の霞ヶ関幼稚園だということ、そして選挙の時以外に経常経費は発生していないと理解しました。

また投票所数について特段の規制はなく、自治会等から投票所の増設要望の際には、平成以降の実績からも、福原のような遠距離の地区や高階、霞ヶ関のような有権者の人数が多い地区を優先しつつも、地元自治会等の要望内容や有権者数、そして部屋の広さといったハード面や急な選挙への対応といったソフト面などの検討を行っていくとのことでした。

そこで2回目の1点目としまして、

◆少し具体的に投票所設置基準についてお伺いします。

A：投票所の設置基準についてでございます。

昭和44年5月15日付け、自治省選挙部長通知が今なお基準として扱われております。

内容につきましては、

・投票所から選挙人の住所までの道程が3km以上ある遠距離地区を含む投票区は、遠距離地区の解消に努めること。

・選挙人の数が3000人を超える過大投票区は規模の適正化を図ること

・前2項に該当しないものであっても道程が2km以上、且つ選挙人の数が2000人を超える投票区は投票所の増設に努めること

とされております。

通知当時と比較致しますと、交通網の整備や投票事務の迅速化、期日前投票制度の施行など、投票所を取り巻く環境が大きく変わっておりますが、ひとつの指針として運用されているところでございます。

なお、選挙管理委員会としましては、投票所となる部屋は、投票管理者が全体を見渡すことができ、面積は概ね100㎡、バリアフリー対応で、土足利用が可能なこと。

控室、駐車スペースがり、建物の1階部分であることなどの条件を可能な限り満たしている施設を選定しております。

地方統一選挙や市長、県知事選挙、国政選挙の過去3回の日程についてもご答弁いただきま

した。

補欠選挙を除けば、参議院は3年に一度7月、県知事は4年に一度8月、統一地方選挙の県議及び市議、そして市長も同じく4年に一度それぞれ4月と1月に実施されていると理解しました。

また衆議院については、過去3回を見ればすべて10月に実施されております。

しかしその間隔は4年と3年となっており、もし今回新総理就任後にすぐに衆議院解散となれば今回は1年となります。

ゆえに衆議院議員選挙は、衆議院解散によって偶発的に10月の選挙日程となったものであって、いつ選挙となるか分からない常在戦場と言われる衆議院選挙を除けば、他の選挙はすべて同じ月に実施されていることが分かります。

そこで2回目の2点目としまして、

◆投票所は選挙ごとで毎回同じ場所でなければならないのか？

A：投票所の場所についてでございます。

投票所は毎回同じ場所でなければならない、という規定はございません。

3点目としまして、

◆民間施設の投票所は、衆議院解散総選挙など急な選挙の際にはどのように対応しているのか、をお伺いしまして2回目とします。

A：民間施設の投票所の急な選挙への対応についてでございます。

選挙が執行される可能性があるという段階から緊密に各施設と情報を共有し、選挙の都度、個別に調整させていただいているところでございます。

【3回目】

それぞれご答弁いただきました。

過去の議場での新たな投票所や共通投票所の増設についての答弁では、急な選挙にも確保

可能な広い会場が必要であり、選挙の都度変わることなく使用可能な施設である必要があるとのことご答弁がありました。

また共通投票所については、全ての投票所を結ぶセキュリティーが高く安定した通信が可能なネットワークを構築する必要があることや、全ての投票所で新たに通信回線を敷設する工事が必要であり、初期導入費用としてサーバーの導入費、通信回線の工事費などがあり、経常経費として通信回線の通信費等が必要となることなども課題になるとのことでした。

ですが投票所は選挙ごとで毎回同じである必要があるのか、については毎回同じである必要はないとのことであり、衆議院解散による解散総選挙などの急な選挙への対応は、現在でも可能性がある段階で各施設と情報を共有し、個別で対応して調整しているとのことでした。

そもそも衆議院選挙及び補欠選挙以外の選挙について選挙日程は大きく変わらずに実施されており、投票所が毎回同じ場所である必要がないということであれば、衆議院選挙と補欠選挙に限って投票所が変更するというのも可能と思います。

また現在でも民間施設の投票所が急な選挙にも対応できていることを考えれば、それを理由に自治会館などに投票所を増設できない理由とはならないのではないのでしょうか。

さらに共通投票所では通信回線の通信費等が経常経費として掛かるのに対して、当日投票所や期日前投票であれば選挙の時以外に経常経費は掛かりません。

投票所設置基準についてもご答弁いただきました。

昭和44年の自治省当時の通知が今現在も基準として扱われていることには驚きました。

1回目の質問で、民間施設が投票所となった経緯についてのご答弁では、急激な人口増加や投票所を取り巻く状況の変化等に対しご協力をいただける場合には民間施設を投票所として増設してきたとありました。

現在は超高齢社会の時代を迎えており本市全体の高齢化率は27.1%、地域別にみると一番高齢化率が一番高い地区で川鶴の43.5%で、一番低い地区でも南古谷の23.2%となっております。

それに対して内閣府ホームページによれば、自治省による基準が通知された当時、昭和45年に高齢化率が7%を超えた状況であって、現在の高齢化率は当時とは比べ物になりません。

高齢化率だけでなく、当時は三世同居していたものが、現在は高齢者のみの世帯が増加しており世帯構成も大きく変わってきています。

また設置基準では、投票所から選挙人の住所までの道程が3km以上ある遠距離地区を含む投票区は、遠距離地区の解消に努めること、つまり自宅から投票所までは3km以内にするということでした。

距離3 kmと言えば何となく近いようにも感じますが、不動産業で使用している基準に当てはめれば徒歩1分は80 mです。

3 km 3000 mということであれば約37分、2 km 2000 mなら約25分も歩かなくてはなりません。

そしてこれは健常者が普通に歩いての基準でしょうから、高齢者が歩けばその倍は掛かるものと思われまます。

そもそも2 km、3 km、1時間以上歩ける高齢者は元気な方のみであって、免許返納をして車で行けない、また同居家族がいない高齢者世帯の多くの方はとても歩けるような距離ではありません。

また仮に距離が1 km程度であっても投票所までの間に坂や歩道橋があることで高齢者は投票に行くことができないのではないのでしょうか。

そこで三回目の質問としまして、

●民間施設の管理者や事業所と協議をして、自治会館や商業施設等への当日投票所や期日前投票所増設の働きかけをすべきと考えますが、市の考えをお伺いしまして私の一般質問と致します。

A：民間施設や商業施設に投票所や期日前投票所を増やすことに関する見解についてでございます。

選挙管理委員会としましては、本市全体の状況を考慮し、公共施設、民間施設あるいは当日投票所、期日前投票所、その他の手段を問わず、投票環境向上の観点から随時投票所の見直しを検討しているところでございます。

特に当日投票所まで遠距離となる投票区や、市域全体における期日前投票所設置の不均衡といった課題には優先的に取り組んでまいりたいと考えております。

また遠距離ではなくても投票所までに大きな道路を横断する必要がある、坂が多い、といった選挙区固有の課題につきましても、市全体のバランスを考慮しつつ、地域のご希望を伺いながら、対策を講じるなど投票所の増設を含めた投票環境の整備により投票率の向上に寄与してまいりたいと考えております。

冒頭で申し上げましたが、

●16年ぶりに市のリーダーが交代することとなった先の市長選挙の投票率は33.66%と想像以上に低い投票率でしたが、最後に33.66%という低投票率についての受け止めと今後投票率向上についての考えを市長にお伺いしまして私の一般質問とします。